

必ず読んでください

B型肝炎予防接種についての説明書

1. 病気について

B型肝炎ウイルスに感染すると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎・肝硬変・肝がんとなる場合もあります。年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いか、あまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続性感染の形をとりやすいことが知られています。

感染は主にB型肝炎ウイルスを含む血液あるいは体液との直接の接触などによって生じます。

2. ワクチンについて

B型肝炎ワクチンは遺伝子組換え技術を応用してつくられたワクチンです。このワクチンによる予防は、肝炎の予防というよりウイルスの持続感染を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんを防ごうとすることが最大の目的です。

副反応は、注射部位の発赤、腫脹、硬結、疼痛、熱感、掻痒感などがあります。その他、発熱、発疹、嘔気、下痢、食欲不振、頭痛、倦怠感、関節痛、筋肉痛などがみられることがあります。また非常にまれですが、アナフィラキシー反応や脳炎の発症が報告されています。

3. 接種回数と間隔

- 1回目…生後2か月以降に接種する。
- 2回目…1回目から27日以上あけて接種する。
- 3回目…1回目から139日以上あけて接種する。

※母子感染予防としてB型肝炎ワクチンの接種を受けた人は定期接種の対象ではなく、健康保険給付の対象となります。

4. 以下のことに注意してください

- ① 予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。分からないことは接種を受ける前に質問しましょう。
- ② 接種に連れていく予定にしても、体調が悪と思ったら、やめましょう。
- ③ 子どもの日頃の状態を知っている保護者の方が連れていきましょう。また、卵などの食品や、薬などにアレルギーがないか日頃からよく注意をして見ておきましょう。
- ④ 予診票はお医者さんへの大切な情報です。責任を持って記入するようにしましょう。
- ⑤ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。母子健康手帳がないと接種できません。
- ⑥ 接種後は、30分間は接種場所で子どもさんの全身状態を観察しましょう。

5. ワクチンについて予防接種による健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、大田市健康増進課へご連絡ください